

省 令

○国土交通省令第百四号

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十五号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）を実施するため、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年十一月二日

国土交通大臣 北側 一雄

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令  
（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第一条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の三の次に次の一条を加える。

（電磁的方法）

第二条の四 法第三十三条第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第三十六条第六項中「備えた自動車」の下に「型式指定自動車を除く」を加え、同条に次の四項を加える。

8 法第五十九条において準用する法第七条第四項の規定により完成検査終了証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたことが新規検査の申請書に記載されたときは、国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、完成検査終了証に記載すべき事項について、電磁的方法により照会するものとする。

9 新規検査を申請する者は、第六十三条第二項の規定により排出ガス検査終了証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、新規検査の申請書にその旨を記載することをもつて排出ガス検査終了証の提出に代えることができる。

10 前項の規定により排出ガス検査終了証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたことが新規検査の申請書に記載されたときは、国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、排出ガス検査終了証に記載すべき事項について、電磁的方法により照会するものとする。

11 第八項又は前項の照会を受けた登録情報処理機関は、電磁的方法により当該照会に係る事項について国土交通大臣に対し通知しなければならない。

第四十条の十一中「第七条第六項」を「第八条第六項」に改める。

第四十二条中「第九項」を「第七項」に改め、同条に次の三項を加える。  
2 予備検査を申請する者は、次の各号に掲げる規定によりそれぞれ当該各号に掲げる規定に規定する事項が登録情報処理機関に提供されたときは、予備検査の申請書にその旨を記載することをもつてそれぞれ当該各号に掲げる書面の提出に代えることができる。

- 一 法第七十五条第五項 完成検査終了証
- 二 第六十三条第二項 排出ガス検査終了証

3 前項の規定により同項各号に掲げる規定に規定する事項が登録情報処理機関に提供されたことが予備検査の申請書に記載されたときは、国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、当該各号に掲げる規定に規定する事項について、電磁的方法により照会するものとする。

4 前項の照会を受けた登録情報処理機関は、電磁的方法により当該照会に係る事項について国土交通大臣に対し通知しなければならない。

第四十三条の三中「第七条第四項」を「第八条第四項」に改める。

第四十三条の四中「第七条第五項」を「第八条第五項」に改める。

第六十二条の二の五第一項に次の一号を加える。

六 附帯情報処理業務（第三項に規定する附帯情報処理業務をいう。以下同じ。）を行おうとする場合にあつては、次に掲げる事項  
イ 附帯情報処理業務の開始の予定日  
ロ 提供又は通知を受けようとする次に掲げる規定に規定する事項の別

（1）自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第九条第二項  
（2）使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十四条第一項ただし書  
（3）第六十三条第二項

第六十二条の二の五第二項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 附帯情報処理業務を行おうとする場合にあつては、次に掲げる書類  
イ 附帯情報処理業務の実施の方法に関する計画を記載した書類  
ロ 登録申請者が附帯情報処理業務に必要な電子計算機及びプログラムを有することを証する書類

第六十二条の二の五に次の一項を加える。

3 登録情報処理機関は、附帯情報処理業務として、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

一 自動車損害賠償保障法第九条第二項に規定する事項の提供を受け、委託を受けて当該提供をした者について第六十二条の二の三で定める方法による本人であることの確認及び同法第六条第一項に規定する保険会社又は同条第二項に規定する組合であることの確認を行い、並びに同法第九条第四項の規定による当該行政庁の照会に対して回答する業務

二 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十四条第一項ただし書に規定する通知を受け、委託を受けて当該通知をした者について第六十二条の二の三で定める方法による本人であることの確認及び同法第九十二条第一項に規定する資金管理人であることの確認を行い、並びに同法第七十四条第二項の規定による国土交通大臣等の照会に対して回答する業務

三 第六十三条第二項に規定する事項の提供を受け、当該提供をした者について第六十二条の二の三で定める方法による本人であることの確認及び法第七十五条の二第一項の規定により一酸化炭素等発散防止装置の型式について指定を受けた者であることの確認を行い、並びに第三十条第十項の規定による国土交通大臣の照会に対して回答する業務

第六十二条の二の六に次の一号を加える。

三 附帯情報処理業務を行う場合にあつては、次に掲げる事項  
イ 附帯情報処理業務の開始の日  
ロ 提供又は通知を受ける前条第六号ロ(1)から(3)までに掲げる規定に規定する事項の別

第六十二条の二の八に次の一号を加える。

六 附帯情報処理業務を行う場合にあつては、次に掲げる事項  
イ 附帯情報処理業務に関する約款及び料金  
ロ 提供又は通知を受ける第六十二条の二の五第一項第六号ロ(1)から(3)までに掲げる規定に規定する事項の別